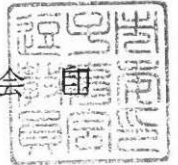




30 逗子市教育委員会諮問第1号
2018 年（平成 30 年）1 月 15 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市教育委員会 印



学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の健康診断に関する個人情報の目的外提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

教育部学校教育課

内線 516

(別 添)

担当所管名		教育部 学校教育課
事務の名称		健康安全管理に関する業務
諮問の概要		学校保健安全法第 13 条、同法施行規則第 5 条及び第 6 条に基づき実施された児童・生徒の健康診断に関する情報の一部について、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に対し、情報提供契約書及び業務委託契約書に基づき、提供をするもの。機構が京都大学との共同研究として、総務省、文部科学省、経産省の助成を受けて全国的に行っている取り組みである。 一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構が委託する学校健診情報センターが、対象となる児童生徒健康診断票に記載された情報を中学校内で電子データ化し、個人が識別できる部分（氏名、生年月日、クラス歴）について電子上切り取る作業を行い、個人が識別できない電子データのみ、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に提供をする。 提供される情報は、公衆の健康増進及び疫学的解析に基づく疫病の発生原因の学術研究による公衆衛生の向上等に利用するものであり、より多くの情報を収集することにより、より正確な研究成果が期待される。 また、悉皆調査を行うことにより、市へ還元された情報が現実に即したものとなり、市の情報としての活用に役立つものになる。 なお、疫学の本質である悉皆調査を行うため、生徒、保護者に対する取り組みの周知と拒否の機会という形で実施する方向で考えている。これは、個人情報の保護に関する法律、及び、文部科学省・厚生労働省からの指針を遵守した方法である。 （平成 29 年度は保護者に通知をし、文書による同意書を求め、本人（保護者）同意ということで目的外提供をした。今後、同意書の文書提出は実施しないが、本人・保護者への周知や、問い合わせ、拒否の対応については機構に責任をもって対応してもらう予定である。）
事務の目的及び根拠法令等		学校で健康診断を実施することにより、児童・生徒の健康を保持するため（学校保健安全法及び同法施行規則に基づき実施）
対象となる個人の類型・対象者数		市内公立中学校 3 年生
第 10 条 関係	目的外提供する個人情報の内容	市内公立中学校 3 年生全生徒の、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの児童生徒健康診断票に記載された情報
	提供先	一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構
	提供の理由	公衆の健康増進及び疫学的解析に基づく疫病の発生原因の学術研究による公衆衛生の向上等に利用するものであり、提供する情報は、本機関（教育委員会）のみ保有している情報で、既存の情報を活用することに理由があると認められるため。
	本人通知	事業実施前に本人及び保護者に通知する。